

岐阜市指定ごみ袋等の販売店の指定等に関する取扱要綱

令和8年4月21日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年岐阜市条例第12号。第4条第1項及び第5条第2項において「条例」という。）別表に規定する指定袋及びシール式ごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）を販売する販売店の指定（以下「販売店の指定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(販売店の指定の申請)

第2条 販売店の指定は、指定ごみ袋等を販売しようとする店舗を営む事業者（以下単に「事業者」という。）の申請により行う。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、販売店の指定をしない。

(1) 事業者が次のアからエまでのいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 市税の滞納があること。

(2) 当該申請に係る店舗が前号アからウまでのいずれかに該当するとき。

(販売店の指定等)

第3条 市長は、販売店の指定の可否を決定し、その決定の内容を前条第1項の申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、販売店の指定をしたときは、その事業者に対し、販売店指定証を交付するものとする。

3 販売店の指定を受けた店舗（以下「指定販売店」という。）は、前項の規定により交付された販売店指定証を店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

(協定の締結)

第4条 市長は、販売店の指定をするに当たり、指定ごみ袋等の取扱い、条例別表に定めるごみ処理手数料の収納の方法、指定販売店における指定ごみ袋等の発注、保管、販売等の方法その他必要な事項について、事業者と協定を締結するものとする。

2 事業者は、指定販売店に前項の協定の内容を周知し、これを順守させなければならない。

(指定販売店の義務)

第5条 指定販売店は、事業者の指示に従い、適正に指定ごみ袋等の発注、保管、販売等を行わなければならない。

2 指定販売店は、指定ごみ袋等を販売するときは、条例別表に定める額（第12条において「販売額」という。）によらなければならない。

（指定内容の変更の届出）

第6条 事業者は、販売店の指定の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（販売の廃止の届出）

第7条 事業者は、指定ごみ袋等の販売を廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める範囲で販売店の指定を取り消すことができる。

(1) 事業者が次のアからウまでのいずれかに該当するとき 当該事業者が営む全ての指定販売店

ア この要綱の規定に違反したとき。

イ 第4条第1項の協定の内容に違反したとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に販売店の指定を取り消す必要があると認めたとき。

(2) 指定販売店が前号アからウまでのいずれかに該当するとき 当該指定販売店

（指定ごみ袋等販売手数料）

第9条 市長は、事業者に対し、指定ごみ袋等の販売手数料（次項、第11条第4項及び第12条において「指定ごみ袋等販売手数料」という。）を支払うことができる。

2 前項の場合において、事業者から申出があるときは、当該申出に係る指定販売店に指定ごみ袋等販売手数料を支払うことができる。

（調査）

第10条 市長は、第2条第2項に規定する販売店の指定に係る要件及び指定ごみ袋等の販売状況を確認するため、事業者及び指定販売店に対して、調査を行うことができる。

（指定ごみ袋等の返還等）

第11条 事業者は、指定ごみ袋等を返還して現金の還付を受け、又は他の指定ごみ袋等と交換することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 市が指定ごみ袋等の種類を変更し、若しくは廃止し、又は形式を変更した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めた場合

2 前項ただし書の規定により交換する他の指定ごみ袋等は、交換する指定ごみ袋等と同じ種類のものとする。ただし、同項第1号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

い。

- 3 第1項ただし書の規定による現金の還付又は他の指定ごみ袋等との交換は、同項各号に規定する事由が発生した日から3月以内でなければ請求することができない。この場合において、他の指定ごみ袋等との交換の請求にあつては、受注事業者（事業者又は指定販売店から指定ごみ袋等を受注する事業者をいう。）を経由して行わなければならない。
- 4 事業者は、第1項ただし書の規定により現金の還付を受ける場合において、第9条第2項の規定により指定販売店に指定ごみ袋等販売手数料の支払を受けさせたときは、当該支払に係る指定ごみ袋等の範囲において、当該指定販売店に現金の還付を請求させることができる。
- 5 事業者は、第1項ただし書の規定により他の指定ごみ袋等との交換を受ける場合において、指定販売店が現に保有する指定ごみ袋等の範囲内で、当該指定販売店に他の指定ごみ袋等との交換を請求させることができる。

（還付額）

第12条 前条第1項ただし書の規定による現金の還付は、当該還付に係る指定ごみ袋等の販売額から当該指定ごみ袋等に係る支払済みの指定ごみ袋等販売手数料の額を差し引いて還付するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から令和8年9月30日までの間におけるこの要綱の適用については、第1条中「岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」とあるのは、「岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和7年岐阜市条例第53号）による改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」とする。
- 3 この要綱の施行前に行った販売店の指定の申請は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。